



生 振 第 8 1 6 号
令 和 5 年 1 月 1 8 日

埼玉県種苗審議会 会長 様

埼玉県知事 大 野 元 裕
(公印省略)

主要農作物奨励品種等の採用等について（諮問）

執行機関の附属機関に関する条例（昭和 28 年埼玉県条例第 17 号）第 2 条に基づき、主要農作物奨励品種等の採用等について、下記のとおり貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

(1) 主要農作物奨励品種等の採用について

ア 水稲うるち「えみほころ」の認定品種への採用について

(2) 主要農作物奨励品種等の廃止について

ア 大豆「タチナガハ」の準奨励品種の廃止について

2 諮問理由

別 紙

別紙

諮問事項・理由

(1) 主要農作物奨励品種等の採用について

ア 水稻うるち「えみほころ」の認定品種への採用について

① 品種特性

令和4年3月に品種登録出願した農業技術研究センター育成品種であり、主食用の水稻うるち種である。

本品種は、出穂期および成熟期が「彩のきずな」と「彩のかがやき」の中間、稈長・穂長は「彩のかがやき」と同等、穂数は「彩のきずな」と「彩のかがやき」より少なく、千粒重は「彩のきずな」と同等である。収量は「彩のきずな」「彩のかがやき」と同等、玄米品質は良好、食味は「彩のきずな」「彩のかがやき」並である。高温登熟性は「強～やや強」、耐冷性は「やや弱」であり、葉いもち「やや弱～弱」、穂いもち「中」、紋枯病「弱」、白葉枯病「弱」であるが、イネ縞葉枯病抵抗性を持ち、倒伏しにくく、適切な防除の実施により栽培しやすい品種となる。

② 取組状況

これまでに、奨励品種決定調査を農業技術研究センター玉井試験場にて平成30～令和4年度に行ったほか、令和元～4年度に現地試験を実施し、適応性の確認を行った。

③ 採用の理由

本品種は中晩生熟期でイネ縞葉枯病に抵抗性があることから、県内全域で栽培することが可能である。また、高温登熟性に優れることから、常態化する夏季の高温障害による品質の低下を軽減し、高品質でおいしい県産米を安定して提供することができる。

今後、県内各地域への導入を進めるため、令和6年播きから速やかに普及できるように種子生産を行う計画であり、埼玉県主要農作物奨励品種等の決定基準4の(1)に基づき認定品種に採用する。

④ 令和6年度以降の取組

地域適応性の確認を行いつつ、速やかな普及に向けて種子の生産体制を整えるとともに、奨励品種又は準奨励品種への採用を検討する。

(2) 主要農作物奨励品種等の廃止について

ア 大豆「タチナガハ」の準奨励品種の廃止について

① 栽培の現状

本品種は平成3年度に奨励品種に採用され、機械収穫に適する品種として県内全域に導入された。主力品種となったが、平成20年代から夏期の高温の影響等により青立ちが多発し、収量の低下や汚粒の発生が問題となった。

平成27年度に、難裂莢性で青立ちが発生しにくい「里のほほえみ」が奨励品種に採用された際、他の優良な品種の採用により作付面積を減少させる必要があるものとして準奨励品種に区分変更となった。その後、「里のほほえみ」への品種転換が進み、作付面積が著しく減少している。

なお、平成27年産から種子生産を行っておらず、現在の種子供給数量は0となっている。

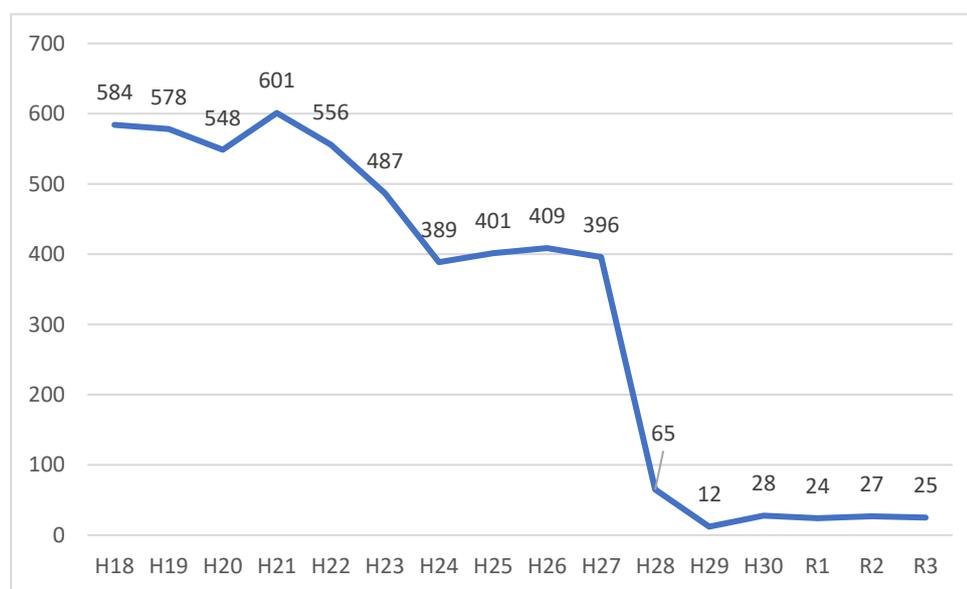
② 廃止の理由

既に他品種への転換が進んでおり、県から種子を供給していないことから、本品種の生産数量が増加する見込みは薄いと推測される。

埼玉県主要農作物奨励品種等の決定基準5の(3)に基づき、準奨励品種から廃止とする。

【「タチナガハ」作付面積の推移】

(ha)



※ 農林振興センター調査による生産振興課推計値